

速度取締り指針

令和8年1月
下関警察署

速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道9号	8:00 ~ 21:00	壇之浦地区	50km/h
国道191号	8:00 ~ 20:00	綾羅木・武久地区	60km/h
県道下関・川棚線	8:00 ~ 20:00	吉見地区	60km/h
下関市道勝山秋根南町3号線	7:00 ~ 18:00	秋根地区	30km/h
下関市道伊倉本町3号線	7:00 ~ 18:00	川中地区	30km/h
下関市道勝山一の宮住吉5号線	7:00 ~ 18:00	一の宮地区	30km/h

- 国道191号や国道9号の実勢速度を抑制するため、ランダムな時間・場所で速度取締りを実施します。
- 通学路や生活道路の速度抑制を図るため、可搬式オービスを活用した速度取締りを実施します。

管内における交通事故実態と分析結果（令和7年7月～12月）



- 国道9号、国道191号などの幹線道路において交通事故が発生していることから、実勢速度を抑制し、重大交通事故の発生を防止するため、幹線道路における速度取締りを強化します。
- 新下関地区において交通事故が多発していることから、生活道路における可搬式オービス取締りや交差点関連違反の取締りを強化します。
- 実勢速度の抑制は、交通事故を未然に防止し、事故発生時の被害軽減に効果があることから、重点路線をはじめ生活道路などで、ランダムな時間の速度取締りを実施します。
- 横断歩道における交通事故防止と歩行者優先意識を醸成するため、横断歩行者妨害取締りを継続します。

※ ●：交通事故多発エリア

【抽出条件】

- ・ 交通事故：令和7年下半年（私道と駐車場を除く。）
- ・ 交通事故多発エリア：半径100m以内で8件以上事故が発生しているエリア

その他の交通指導取締り

- 通学路や生活道路における安全確保のため、通行禁止違反や横断歩行者妨害の取締りを強化します。
- 自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーアップを図るため、自転車利用者に対する取締りや指導・警告を継続します。